

平成 18 年 11 月 21 日

各 位

会 社 名 シミック株式会社  
代表者名 代表取締役会長兼社長 中村 和男  
(コード番号 2309 東証第一部)  
問合せ先 代表取締役副社長 中村 紘  
(TEL . 03 - 5745 - 7070)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 11 月 21 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 12 月 15 日開催予定の第 22 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

(1)「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」といいます。 )、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)及び「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことなどに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

整備法において、定款に定めがあるものとみなされた事項について、変更案第 4 条、第 7 条、第 10 条のとおり明記するものであります。

公告閲覧の利便性の向上及び公告手続の合理化を図るため、電子公告制度を採用し、併せてやむを得ない事由により電子公告によることができない場合の措置を定めるため、規定の変更を行うものであります(変更案第 5 条)。

機動的な資本政策を遂行できるよう、自己の株式の取得の規定を新設するものであります(変更案第 8 条)。

インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様にもみなし提供できるようにするための規定を新設するものであります(変更案第 15 条)。

取締役会の機動的な運営を図るため、その決議について書面又は電磁的記録によりその承認を行うことを可能にするための規定を新設するものであります(変更案第 25 条第 2 項)。

取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、法令で定める範囲内で、取締役及び監査役の損害賠償責任を取締役会決議により免除することができる旨の規定並びに社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります(変更案第 28 条、変更案第 37 条)。なお、第 28 条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

その他、会社法施行に伴う用語及び引用条文の変更等に伴い、所要の変更を行うものであります。



(2) 現行定款を全面的に見直し、条文の整備並びに字句の修正を行うとともに、規定の新設及び削除に伴う条数の変更等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年12月15日(金)
定款変更の効力発生日	平成18年12月15日(金)

以 上

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、シミック株式会社と称し、英文では、CMIC Co.,Ltd. と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 医薬品・医療機器・医薬部外品・化粧品・保健機能食品の開発、輸入、販売、製造</p> <p>(2) 医薬関係情報の蒐集および提供</p> <p>(3) 損害保険の代理店業務ならびに生命保険の募集業務</p> <p>(4) 不動産の賃貸および管理ならびに販売</p> <p>(5) 病院、薬局の経営および支援</p> <p>(6) 日用雑貨品、看護用品の開発および販売</p> <p>(7) 在宅看護用具の販売およびリース</p> <p>(8) 医療に関する研究会、セミナーの企画、開催および事務局の代行</p> <p>(9) 医学書の企画、翻訳、編集、制作、出版</p> <p>(10) 一般労働者派遣事業および特定労働者派遣事業</p> <p>(11) 医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、病院経営者などの医療関係者の紹介</p> <p>(12) 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 &lt;現行どおり&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">〈新 設〉</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式 (発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の<u>発行する株式の総数は、2,300,000株とする。</u></p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p> <p>(1単元の株式数)</p> <p>第6条 当社の<u>1単元の株式の数は、10株とする。</u></p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の<u>発行可能株式総数は、230万株とする。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を<u>発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数は、10株とする。</u></p> <p>2 <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(单元未満株券の不発行)</u></p> <p>第7条 当社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下「单元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りでない。</p> <p><u>(基準日)</u></p> <p>第8条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>〈削 除〉</p> <p>〈削 除〉</p>
<p><u>(名義書換代理人)</u></p> <p>第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、单元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>	<p><u>(株主名簿管理人)</u></p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の<u>株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、<u>法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が<u>これに代わる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、<u>毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が<u>株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決 議)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数で行なう。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員 数)</p> <p>第15条 当会社の取締役の員数は、15名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第16条 取締役は、株式総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数で行なう。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会<u>ごと</u>に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員 数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第18条 <u>代表取締役は、取締役の決議により選任する。</u></p> <p>2 <u>取締役会の決議により、</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(相談役および顧問)</p> <p>第19条 <u>取締役会の決議をもって</u>相談役および顧問を置くことができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第20条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。</p> <p>2 取締役社長に<u>差支え</u>があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い<u>他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を<u>開く</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数で行なう。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(相談役および顧問)</p> <p>第22条 <u>取締役会は、その決議によって</u>相談役および顧問を置くことができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、<u>議長となる。</u></p> <p>2 取締役社長に<u>欠員または事故</u>があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、<u>他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を<u>開催</u>することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、議決に加わる<u>ことができる</u>取締役の過半数が出席し、<u>その過半数をもって行う。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">〈新 設〉</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第23条 取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p><u>2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p style="text-align: center;">〈新 設〉</p>	<p><u>(報酬等)</u></p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p style="text-align: center;">〈新 設〉</p>	<p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、は法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役および監査役会 (員 数)</p> <p>第24条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第25条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第26条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第27条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第28条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第29条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行なう。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (員 数)</p> <p>第29条 <u>〈現行どおり〉</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 <u>〈現行どおり〉</u></p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規程)</p> <p>第30条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第31条 当社の営業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの<u>年1期</u>とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第32条 利益配当金は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して<u>支払う</u>。</p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 <u>〈現行どおり〉</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(報酬等)</u></p> <p>第36条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第37条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第38条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの<u>1年</u>とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p><u>第33条 当社は、取締役会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行なうことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第34条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>	<p>(中間配当)</p> <p><u>第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>